

【案】

文部科学大臣宛て

令和4年度末に中長期目標期間が終了する特定国立研究開発法人の当該期間終了時に見込まれる中長期目標期間における業務の実績に関する評価並びに業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容について、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成28年5月18日法律第43号）第5条第2項に基づき文部科学大臣より通知があったので、次の通り意見を述べる。

○特定国立研究開発法人物質・材料研究機構

【通知に対する意見】

文部科学大臣より通知があった上記法人の「中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務実績に関する評価について」及び「独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容について」については、特定国立研究開発法人物質・材料研究機構が長のリーダーシップの適切な発揮の下で研究成果の最大化を図る取組みを高く評価しており、妥当である。

【次期中長期目標に向けた意見】

次期中長期目標の検討に際しては、特に次の点に留意することを求める。

全国のマテリアルデータを集約し、利用する研究者のニーズに応じた確にデータを提供するプラットフォーム整備等を通じたデータ駆動型の研究の促進及び施設・設備・データ基盤の共用の取組については、高く評価できるが、今後はオープンサイエンスと経済安全保障等の研究インテグリティのバランスに留意しつつ、引き続き加速化を図ること、

物質・材料研究機構をハブとして複数の企業と共同で研究開発を行う材料オープンプラットフォーム（MOP）や国際的な研究環境を活かして優秀な若手研究者を受け入れる若手国際研究センター（ICYS）など非常に高く評価された優れた取組については引き続き着実に実施すること、

産学官の共創による社会実装や研究開発法人発ベンチャーの創出については、より一層加速するとともに、ベンチャー企業への支援・投資方針を整備し、材料分野でのスタートアップ・エコシステムの形成と発展に資する取組を推進すること、

若手研究者や女性研究者など多様な人材が国際的に活躍の場を拡大させていくことができるようこれまで以上に手厚く後押しすることや、リスキリングや他機関との連携を通じて国全体として卓越した研究力・技術を有するマテリアル人材を育成・確保することに加え、専門職人材への処遇改善に基づくキャリアパスの定着にも努め、チームとしての研究力向上を図ること、等を徹底して取り組んでいただきたい。

これらが円滑かつ加速的に推進されるよう、物質・材料研究機構の主体的な取組に対して、適時適切に支援及び助言を行うこと。さらに、現行制度において実現困難な構想等については、総合科学技術・イノベーション会議に対し、制度の見直しについて、その具体的な方策を含め提起いただきたい。